

令和7年 第5回定例会

上 里 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和7年5月26日（月）

令和7年 第5回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和7年5月26日（月）	開催場所	上里町役場4階協議会室		
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分		
議長	坂本俊雄	議事参与者	小林進委員		
出席した事務局職員	事務局長：間々田亮 事務局：大塚義晴、長谷川美雪		書記	事務局 長谷川美雪	
委員出席状況					
席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	坂本 俊雄	○	—	金井 栄	×
会長代理	小林 進	○	—	高野 保雄	○
1	木村 隆之	○	—	石倉 和宏	○
2	荻野 好雄	○	—	柴崎 久男	○
3	坂本 茂	○	—	関根 秀樹	○
4	山下 登	○	—	清水 忠之	○
5	森島 了	○	—	尾崎 保幸	○
6	菊地 宏利	○	—	飯塚 昭	○
7	須田 和弘	○	—	清水 福次	○
8	小暮 和利	×	—	松下 守	○
9	藤島 廣二	○	—	松本 康男	○
10	中久木大祐	○	—	北畑 光男	○
11	小暮 辰雄	○	—	関口 博孝	○
12	飯塚 豊	○			

会議進行状況

〔開 会〕	議 長	ただいまの出席委員は農業委員 1 2 名、推進委員 1 2 名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第 6 条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 5 回上里町農業委員会定例会を開会いたします。
日程第 1 会議録署名委員及び書記 の選任について	議 長	日程第 1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号 1 番 木村 隆之 委員 議席番号 2 番 荻野 好雄 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。
日程第 2 議案第 1 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	議 長	日程第 2 議案第 1 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番から 4 番を提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事 務 局	農地法第 3 条の説明をさせていただきます。今月は 4 件の申請がありました。農地法 3 条の要件といたしまして、全部効率要件、常時従事要件、地域との調和要件、この要件を満たしている必要があります。また、農地法施行規則の改正により、令和 5 年 9 月から国籍の記載が必要となり、更に今年度より在留期限等の記載が義務つけられました。国からの処理基準の Q & A によると、外国人等による農地取得については、今まで通り要件を満たせば許可できますが、権利取得後短期間で在留期間が満了し、かつ更新の見込みがないとみられる者等による権利取得は耕作に供すべき農地等の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められないと判断する事は可能ですとあります。 1 番、譲受人 上里町〇〇〇〇△△△にお住まいの〇〇〇〇氏です。譲渡人は上里町〇〇〇△△△にお住まいの〇〇〇〇氏です。土地の所在は、隣接する農地 2 筆です。①大字〇〇〇△△△ 地目は畑 面積

		は1, 129㎡です。②大字〇〇〇△△△ 地目は畑、面積は3, 114㎡です。譲受人の居住地からの距離は50m、農業振興地域内の青地です。場所は新幹線の北側、上里サービスエリアの南に位置しています。権利内容は売買による所有権移転です。譲受人に関する事項ですが、現在の耕作面積は約257, 625㎡、うち自作が26, 447㎡、借受地が231, 178㎡です。貸付地、不耕作地はありません。従農者数は4人、トラクター3台、耕運機3台等の機械を所有しております。主な作付けは米麦です。農地法の3条の要件には適合しています。譲受人は76歳の専業農家です。以前から管理していた農地を買い受けて経営規模を拡大するため申請となりました。 2番につきましては譲受人 上里町〇〇〇〇△△△にお住まいの〇〇〇〇氏です。譲渡人は本庄市〇〇〇△△△㎡です。譲受人の居住地からの距離は1, 900m、農業振興地域内の青地です。場所は農免道路の東側、新幹線の南に位置しています。権利内容は売買による所有権移転です。譲受人に関する事項ですが、現在の耕作面積は約17,000㎡、全て自作です。貸付地、不耕作地はありません。従農者数は2人、機械については、トラクター2台、耕運機2台等所有しております。主な作付けは水稻、ねぎ、キャベツ等の野菜となっています。農地法の3条の要件には適合しています。譲受人は65歳の専業農家です。農地を買い受けて、経営規模を拡大するため申請となりました。 3番につきましては、譲受人 上里町〇〇〇△△△にお住まいの〇〇〇〇です。譲渡人は東京都〇〇〇△△△にお住いの〇〇〇〇氏です。土地の所在ですが、2筆ありまして①大字〇〇〇〇△△△ 地目は畑 農業振興地域外の白地農地です。面積は908㎡です。②大字〇〇〇△△△ 地目は畑、面積は2068㎡です。農業振興地域内の青地、譲受人の居住地からの距離は440mです。場所は2筆とも古新田地内で、①は県道藤岡本庄線を挟んで南側です。譲受人の自宅に隣接しています。②につきましては県道藤岡本庄線及び古新田公園の西側です。譲受人に関する事項ですが、耕作面積は27, 965㎡、うち自作地は7, 338㎡、借受地が20, 627㎡となっております。貸付地、不耕作地はありません。従農者数は4名、トラクター2台、耕運機4台等の機械を所有しています。作付品目は水稻、トウモロコシ、白菜等野菜とのことです。譲受人は31歳の専業農家です。以前から管理していた②番の農地、及び自宅に隣接している①番の農地を買い受けて経営規模を拡大するため申請となりました。 4番につきましては、譲受人 神川町〇〇〇〇△△△にお住まいの〇〇〇〇氏です。〇〇〇国籍の方です。譲渡人は本庄市〇〇〇△△△にお住いの〇〇〇〇氏です。土地の所在ですが、2筆ありまして①大字
--	--	---

		〇〇〇△△△、地目は畑、面積は1, 397㎡です。②大字〇〇〇△△△ 地目は畑、面積は1, 524㎡です。両筆とも農業振興地域内の青地です。譲受人の居住地から2Kmです。場所については吉祥院いの南、県道上里鬼石線の西側です。譲渡人の旧自宅を囲んだ農地です。譲受人に関する事項ですが、耕作面積は20, 510㎡です。令和2年より中間管理事業を通して耕作しています。貸付地、不耕作地はありません。従農者数は2名、トラクター2台、草刈り機2台を所有しています。作付品目は米、カボチャ、キュウリ等野菜です。譲受人は32歳の農家です。上里町では令和3年より農業を行なっておりますが、農地を買い受けて経営規模を拡大するための申請となりました。また、農地に隣接する、譲渡人が住んでいた家も購入し、現在リフォーム中ですが、今後住む予定です。
	議長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見ををお願いします。
	飯塚 昭委員	1 番について 譲受人に聞き取りをしましたが、豚も飼っており、親豚は100頭います。夫婦と長男、次男で農業を営んでおりまして、購入するのは20年以上借りていた農地です。問題ありません。
	高野保雄委員	2 番について 問題ありません。
	坂本茂委員	3 番について 問題ありません。
	中久木大祐委員	4 番について 樹木の伐根は必要になると思います。空いている農地には既に、メロンが16本位植えられています。

	事務局	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	木村 隆之委員	耕作地は全部上里ですか。賃借していますか。
	事務局	上里町の農地を農地中間管理事業で15,700㎡、神川町の農地7,500㎡を借りています。
	柴崎久男委員	譲受人が上里町に住んでいなくても良いのですか。上里町に住んでいない方の審査を、上里町がするのですか。機械については確認しているのですか。
	事務局	上里町の農地を購入するので、町外の方でも上里町に申請いただき、上里町で許可をだします。他の市町村で借りている農地がある場合には、該当地の農業委員会に確認しています。今回も〇〇〇農業委員会に確認しましたが、借りている農地は綺麗に使っているとの回答をいただきました。農機具については共同経営者が持っているとの事です。
	菊地宏利委員	農地の樹木について、これが雑木か果樹かは誰が判断するのか。誰がきれいにするのか
	事務局	譲渡人が果樹を活かして欲しいと要望しているため、譲受人は樹木を抜いて、今後果樹を活かすか検討中とのことです。判断は町で確認します。
	坂本 茂委員	該当地に木が生えているそうですが、植樹ですか。不耕作地ですか
	中久木大祐委員	植樹といった感じです。汚くはなっていません。
	坂本 茂委員	地域の方とコミュニケーションをとれるのですか。
	事務局	11年前から日本に来ています。日本語は話せます。

日程第3 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について	関口 博孝委員	話は通じます。農地もそこら辺の日本人より、よく管理しています。
	議 長	他にありませんか。
	議 長	質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	議 長	～異議なしの声あり～ ご異議なしと認め、申請どおり許可することに決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	議 長	～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事 務 局	農地法第4条の説明をさせていただきます。 1番ですが、申請者は上里町〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△1, 617㎡です。地目は畑、転用目的は有料老人ホーム・老人デイサービスセンターです。形態は新設、申請者は有料老人ホームを建築し、(株)〇〇〇〇がそれを借り受け、介護事業を行います。
	議 長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。

日程第4 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について	森島 了委員	1 番について 問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について、1 番から6 番を提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事 務 局	農地法第5条の説明をさせていただきます。 1 番ですが、譲受人 上里町〇〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△△ 面積は2 4 7 m ² です。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は自己用住宅です。形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3 種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在、両親及び妻子とともに実家に住んでいますが、子の成長とともに手狭となったため、申請地に住宅を建築したく申請するものです。 2 番ですが、譲受人 本庄市〇〇〇△△△△〇〇〇 (株)〇〇〇〇、譲渡人 上里町大字〇〇△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△△、面積は6 6 1 m ² です。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は宅地造成です。形態は新設、農業振興地域外の第3 種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は申請地を宅地造成し、販売したく申請するものです。 3 番ですが、譲受人 本庄市〇〇〇△△△△ (株)〇〇〇〇、譲渡人 新座市〇〇〇〇△△△番 〇〇〇〇

		○氏外1名です。土地の所在は大字○○字○○○△△△△外1筆 面積は合計で580㎡。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売住宅、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地は日当たり及び環境がよく、住宅にも適しており、需要が見込まれることから申請するものです。
	議 長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。
	森島 了委員	1番について 問題ありません。
	北畑 光男委員	2番について 問題ありません。
	北畑 光男委員	3番について 問題ありません。
	議 長	質疑のある方は、挙手をお願いいたします。
	坂本 茂委員	2番について建物が航空写真に写っているが、なぜですか。
	事 務 局	これは農業用建物でしたが、現在はありません。
	議 長	ありがとうございました。他にございませんか。

[その他]	議 長	質疑がないようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	議 長	異議なしと認め、申請通り許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いします。
	議 長	挙手全員でありますので申請通り許可相当することに決定いたします。
	議 長	以上で、本日用意いたしました全ての議案審議を終了します。続きましてその他を事務局よりお願いします。
	事 務 局	その他について ・ 次回の定例会について 6月25日（水） 午後1時30分 役場4階協議会室 ・ 地域計画アンケートについて
[閉 会]	会 長 代 理	日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。 これをもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和7年5月26日

議 長

印

(木村 隆之 委員)

署 名 人

印

(荻野 好雄 委員)

署 名 人

印